



ホットな
福祉情報誌

社会福祉法人
福島県社会福祉協議会

はあとふる ふくしま

2018

9

September

「はあとふる・ふくしま」の作成経費の一部として、共同募金配分金および特別賛助会員の寄付金を使用させていただいております。

目の不自由な方のために「はあとふる ふくしま」は音訳版及び点訳版を作成しています。

特集

認知症や障がいがあっても自分の意思で
～成年後見制度利用促進の取組み～



今月の
表紙

やりがいを感じながらいきいきと働いています!

就労継続支援B型事業所「オールプラスワーク」では「福島で一番美味しいおにぎり屋さん」を目指して、地域でも話題のお店となっています。
(詳しくは6ページでご紹介)



認知症や障がいがあっても自分の意思で ～成年後見制度利用促進の取組み～

平成29年3月に「成年後見制度利用促進基本計画」(以下「基本計画」)が閣議決定され、全国どの地域においても必要な人が成年後見制度が利用できるよう、市町村における体制整備を進めることとなりました。今回は成年後見制度の福島県の取組状況や、権利擁護・成年後見センターや法人後見を実施するいわき市での活動状況などについてご紹介します。

成年後見制度の利用者は全国的に少ない状況

認知症や知的・精神障がい者など判断能力が十分でない方々が、地域において安心して生活できるよう制定された「成年後見制度」。家庭裁判所において選ばれた成年後見人等(親族、弁護士や社会福祉士等)が、本人に代わって預貯金など財産を管理したり、介護サービス等の契約を結んだり、悪徳商法の被害にあう恐れのある方々を保護・支援する制度で、平成12年にスタートしました。判断能力の程度によって後見・保佐・補助の段階にわかれ、後見は日常生活以外のほとんどの法律行為等について代理や取消しが可能で、保佐・補助となるにつれて、代理や取消しできる範囲が少なくなります。

また、「任意後見制度」として、本人に十分な判断能力があるうちに将来に備えてあらかじめ代理人を選び、判断能力がある一定程度低下した後、代理人が本人に代わって法律行為等の契約をするようになる制度もあります。

者74万人、精神障がい者392万人(平成29年版障害者白書)、さらに認知症高齢者は推計500万人を超えており、こうした判断能力が十分でない方々の数に比べると実際の利用者は著しく少ない状況です。また、平成29年1年間の後見・保佐・補助等の申立てのうち後見が77%で、生活上大きな問題が起きない限り利用につながっていないのが現状です。

早期から関わることで本人の意思決定を重視

こうした成年後見制度が後追的に利用され、件数が少ない状況を変えるために、国は基本計画を定めました。ポイントは以下の通りです。

- 1 利用者がメリットを実感できる制度・運用の改善
(財産管理のみならず、意思決定支援・身上監護も重視)
- 2 権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり
- 3 不正防止の徹底と利用しやすさとの調和

成年後見制度は、これまで認知症等の方の財産管理をする人がいないなど、これ以上の支援策が無い場合、後見を申立てるといった最終手段

としての利用が多くみられました。しかし今後は、住み慣れた地域で暮らすことを主眼とし、判断能力の低下に気付いた時点で地域の方や支援者が関わり、市町村の進める地域連携ネットワークの中で、なじみの支援者等に見守られる体制整備が重要といえます。そこで、本人の日常生活の様子に目を向けて、予防的観点で早期に支援することにより、そもそも本人が持つ考えを生活レベルでいかにせるような、本人にとって日常的にもメリットを実感できる仕組みへの改善が必要になります。

キーワード

【法人後見】 成年後見人等は、本人の親族以外にも法律・福祉の専門家のほか、社会福祉法人、NPOなどの法人が「法人後見」として選ばれます。身寄りのない人や生活保護を受けている人などが制度を利用したい場合に、市町村長が代理人となって申立をする場合もありますが、法人職員が法人の代理として支援活動を行うため、万一担当者に変更になっても継続して支援を行うことができるのが特徴です。

【市民後見人】 弁護士や社会福祉士などの専門職後見人は地域により偏りがあり、親族以外でこうした資格や仕事に関連していない人を「市民後見人」といいます。市民後見人は、本人と同じ地域の生活者であることから、地域生活目線で支援することでよりきめ細かな身上保護が行える強みがあります。

マニュアルを活用して 申請業務をスムーズに

福島県内の市町村では成年後見制度の取り組み内容に格差があり、県内全域に広めるためにどうすればよいかが目下の課題となっています。福島県高齢福祉課のお二人に、広域連携や県の取組状況などについてお聞きしました。



おいかわ よしゆき
主任主査 及川芳行さん(右)
まつもと くるみ
主 事 松本玖瑠実さん(左)

マニュアルを活用して 申請業務をスムーズに

県高齢福祉課では、平成29年度に県内59市町村を対象に成年後見制度に関する実態把握調査を行いました。そこから、制度に関する普及・啓発活動は進んでいるものの、市民後見人養成や法人後見を実施している市町村は、まだ数えるほどだということが見えてきました。また、市町村長申立の申請方法に関する問い合わせが多かったことを受け、「成年後見制度市町村長申立マニュアル」を作成しました。

このマニュアルは他県のマニュアルを参考に、福島市健康福祉部、福島県社協、福島市社協が参加してのワーキンググループを4回開催してまとめたもので、作成にあたっては弁護士

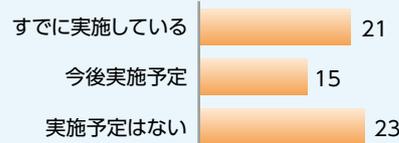
会・司法書士会・社会福祉士の三士会の協力を得ただけでなく、家庭裁判所もオプザーバーとして参加し、申立の流れを福島県の実状に即したものにまとめることができました」と松本さん。今年3月に完成したマニュアルは市町村や社協などに配布されたほか、高齢福祉課のホームページにもアップされており、「煩雑と思っていた書類作成も、マニュアルを参考にして問題なくできた」との声も聞かれ、これまで制度を利用できなかった人にも支援の対象が広がると期待されています。

タテ割りではなく ヨコの連携を広げたい

一方で、町村では職員が少ないため他の業務と兼務することも多く、なか

■ 成年後見制度に関する実態把握調査(抜粋)

① 市民後見人養成講座以外で成年後見制度の普及・啓発事業は実施していますか



その理由
・予算の確保が難しい、財源がない
・どのように実施してよいか分からない
・後見に関する相談案件が今まででなく、参加者を見込めない

② 市民後見人養成研修の実施について



その理由
・どのように実施してよいか分からない
・地域に適切な後見人候補がいることを把握していない
・予算や人員の確保が難しい など

③ 法人後見は実施していますか



なか支援の手が回らないという問題や、弁護士や司法書士のいない町村をカバーするために町村の枠を越えて広域連携を図るなど、解決すべき課題は山積しています。県では成年後見制度を促進するため地域連携ネットワーク支援についての会議を今年度中に予定しており、高齢分野と障がい分野の垣根をはずす取組みや多職種連携を図ることで市町村の課題を洗い出し、どのようにして認知症や障がいを抱える方々の権利擁護を推進していくべきか検討していきます。

「成年後見制度は、権利擁護の一つ

のツールです。制度の周知と浸透を図り、有効活用することで弱者支援につなげてほしい」と及川さん。地域が連携しトータルな支援をすることで、安心した暮らしにつながると話していました。

県では今年度の事業として、市民後見人養成講座など、権利擁護の人材育成に必要な市町村の取り組みに50万円を上限として補助をしています(20市町村まで)。詳しくは高齢福祉課までお問い合わせください。

事例紹介

いわき市権利擁護・ 成年後見センター

平成26年に、県内でもいち早く権利擁護・成年後見センターを立ち上げたいわき市。市民後見人の養成講座やその活用方法、専門職後見人との連携などについてお聞きしました。



事業推進員 菅野 郁さん (左上)
社会福祉士 根本 香さん (左下)
社会福祉士 伊藤 薫子さん (右上)
社会福祉士 鈴木 未央さん (右下)

弱い立場の人の権利を守り 安心して生活できるように

いわき市の6月現在の高齢化率は29・6%と年々上昇しており、様々な支援体制の整備が課題となっており、今年3月に地域福祉計画の中間見直しを行った際には、新たに「権利を守る社会の実現」を盛り込み、成年後見制度の普及・啓発の促進など、ともに認め合うことのできる社会の実現に向け力を入れていくと決めました。

いわき市権利擁護・成年後見センター(以下、市センター)は平成26年9月市保健福祉課内に設置され、成年後見関連の個別相談支援業務を開始。翌年からは広報活動と市民後見人養成講座を、平成28年度からは法人

後見従事者養成研修を開始し、人材育成に努めています。

市民後見人養成講座は、平成27年12月に第一期がスタート。合計11日(基礎4日、実務5日、施設実習2日)を2年かけて行いました。修了生の中から市民後見人としての活動を希望した11名のうち、平成30年度8月時点で4人が市民後見人として選任されています。「受講者からは後見人として何をするか理解が深まったという声が聞かれましたが、同時に活動に不安を感じるという意見もあり、バックアップ体制を整えることが必要です」と話す菅野さん。市民後見人バンクを発足して年4回フォローアップ研修をしているほか、市民後見人活用のためのガイドラインも作成しています。

センター設置以降、市民向けの権利擁護講演会を年1回実施。「大学教授や講師、お寺の住職を招いて身近で分かりやすい話をしたり、市センター職員などによる寸劇も交えながら、理解を深めてもらっています」と根本さん。制度自体がまだまだ知られていないため、啓発活動には力を入れていきたいと言います。



◀第一期養成講座の様子。みなさん真剣に取り組んでいます

広報誌で告知をしているという講演会には、毎回100名以上が参加しています▶



市センターが中核機関となり 地域の橋渡し役に

通常の支援や相談は、市内7地区

にある地区保健福祉センターで対応していますが、相談は地域包括支援センターに寄せられることも多く、これらのセンターと市センターの常日頃の連携や、年2回開催する権利擁護支援ネットワーク会議で関係機関と情報を共有しています。

更に活動が徐々に知られてきたこともあり、市長申立の数は平成26年度6件、平成27年度18件、平成28年度20件、平成29年度26件と年々増えています。申請書類は地区保健福祉センターなどが準備し、市センターが申立書の作成やコーディネート、アドバイスなどを行う体制が確立したことも申立て件数が増えた理由のひとつです。

市センターには市の職員が1名専任で配置されている他、権利擁護実践団体から派遣された嘱託職員3名が業務にあたっていますが、知識や経験がないと対応できない内容も多く、人材確保が難しいといえます。「高齢者や障がい者など社会的に弱い立場の方々が地域で安心して生活できるよう、まずは民生委員・児童委員に活動内容を知ってもらい、地域の目になってもらうよう理解を促すことが大切」と菅野さん。「我が事・丸ごと」として地域が連携し、より多くの人に目が届くようになればと話していました。

事例紹介

社会福祉法人
いわき市社会福祉
協議会

昨年4月から法人後見に取り組んでいるいわき市社会福祉協議会(以下、いわき市社協)。「あんしんサポート」からの移行を進めることで、利用者への継続した生活支援を実現しています。



生活支援課長 吉田 裕之さん(中央)
主 査 大和田 実利さん(左)
主 任 齋藤 夏実さん(右)

その人らしい生活支援へ

平成11年10月からいわき市社協では、県社協の委託を受けて認知症高齢者・障がいのある方などを対象に、福祉サービスの利用や日常的なお金の出し入れ等をお手伝いする日常生活自立支援事業「あんしんサポート」を実施しています。

認知症高齢者の増加や障がいのある方の地域生活移行などに伴い利用者が年々増加し、平成30年3月末現在、利用者は79人と過去5年間で3倍以上になっており、また、高齢化や認知症の進行などにより判断能力が低下し、あんしんサポートから成年後見制度に移行する方も増えてきています。

あんしんサポートの利用者は、家族・親族との関係が希薄であることが多いため、この場合、成年後見人等には、弁護士や司法書士、社会福祉士等の専門職が受任することが多い状況にあります。成年後見制度の利用が必要な方に対し、支援を行う方(受け皿)が不足がちで、なかなか移行が進んでいかない状況がありました。また、

同様にいわき市の市長申立てを行う際も成年後見人等の候補者が見つからないという課題もありました。

このような状況を踏まえ、いわき市社協と

法人後見受任の流れ

市権利擁護・成年後見センターから
法人後見受任の打診

依頼案件について事務局内で検討

法人後見運営委員会の開催(受任適否の判断)

市権利擁護・成年後見センターが
後見人候補として社協を記載し、
家庭裁判所へ申立書類を提出

家庭裁判所の審判

決定

法人後見受任

して法人後見事業を実施することが、「あんしんサポート」をきっかけに利用者や関係機関と築いてきた信頼関係の維持や切れ目のない継続した支援ができることや、市内の後見人受任者不足の解消の一助になるのではないかと、いう機運が高まったことから、組織内で法人後見事業の実施に向けた検討を始めることとしました。

法人後見実施に向けての
取組み

事業実施に向けて、平成28年9月から担当職員が市センター主催の「法人後見従事者養成講座」受講や、先進地社協視察(宇都宮市)や現場実習(伊賀市・伊那市)などスキルアップを図

るとともに、福島家庭裁判所いわき支部との意見交換や組織内の協議検討を経て平成29年4月に事業を開始しました。

法人後見受任対象者は、あんしんサポート利用者として市長申立て案件としており、学識経験者(大学教授)や法律関係者(弁護士・司法書士)で構成する「法人後見運営委員会」を設置し、受任の適否の判断、後見業務への助言、指導を行い、業務の公平・中立・公正の担保に努めています。

「平成29年度に受任した4件のうち、あんしんサポートからの移行は1件ですが、それまでできなかった施設入所や福祉サービスの利用などの代理契約が可能となり、利用者の支援がスムーズになりました」と話す吉田さん。

実務にあたる2名の職員はあんしんサポートも兼務しているため、移行も円滑にできていると、支援困難ケースについては、法人後見運営委員会は、市センターや家庭裁判所のアドバイスを受けながら進めているそうです。

現在は、業務を実施しながら経験を積んでいる状況ですが、今後はもっと力をつけ、より支援を必要としている方々の権利擁護に努めていきたいと話していました。

取材
協力

合同会社アールプラスワーク
福島市飯野町青木字小手神森 1-99
TEL 024-573-1196



2



1



3

1 ときに雑談も交えながら、黙々と作業を進めます。 2 国道沿いの店舗にはおにぎりを買求めるお客さんが次々と訪れます。 3 すべて 100 円で購入できるおにぎりのメニューは 12 種類。マンネリ化を防ぐため常時入れ替えも行っていきます。好きなおにぎり 2 個、豚汁とおかずがついたランチセット (450 円) も人気です。

就労継続支援 B 型事業所 アールプラスワーク

あきらめてしまつ「働きたい気持ち」を 実現する場所

人間は誰しも年齢や病気などにより、それまでとは異なる状況を受け入れなくてはいけないことがあります。そのような状況におかれ
た方の「出来る事」に注目し、実現しようとする事業所が、福島市
飯野町にオープンしました。

本人の意欲を尊重しながら
支援の形をつくっていく

年齢を重ね出来なくなることが増える、病気や障がいを抱えて生活することが困難になるなど、それまで出来ていたことができなくなってしまふことは、本人にとって大きな不安となります。例えば、「若年性認知症」は 65 歳未満で認知症を発症した場合を言いますが、中には 40 ～ 50 歳代で発症することもあります。このように、働き盛りの方が病気や障がいにより働き続けることが困難になった場合、本人や家族の生活が一変してしまふこともあります。

そのような中、障がい者、難病患者



「本人・家族・専門職・地域それぞれが努力をし、本人の誇りを取り戻す支援をしたい」と若松さん

者などに加えて、県内でも珍しい若年性認知症患者も利用対象とした就労継続支援 B 型事業所（以下、就労 B）が、今年の 2 月、福島市飯野町に開設されました。代表の若松秀樹（わかまつひでき）さんはもともと 9 年前にデイサービスを立ち上げ、主に認知症患者の支援に携わってきた経験を持っています。当事者と関わっていく中で、出来る
ことが少なくなっていくという認知

症のイメージを覆される現場に何度も遭遇し、これまでの支援のあり方に徐々に疑問を持ち、デイサービスと一緒に勤務していた野坂和史のさかかずみさんと共に就労Bの開設を決意。自分の仕事や役割に対して対価が支払われることで達成感を感じ生きがいづくりにつながればと考え、事業をスタートさせました。

当事者の主な作業内容は「むすびや」というおにぎり屋の製造販売やパソコンでの簡単な入力作業です。「利用を始めたばかりの頃は物を投げたり暴れてしまう方もいました」と野坂さん。しかしその利用者の作ったおかずを買いに来たお客さんが、「あれおいしかったよ。今日はもうないの?」と何気なく言った声が自信につながり、それからは目に見えて変わってきました。そのような経験から、役割評価がその人に与える影響がいかに大きいかということをお松さん自



「当事者のこうしたいという思いや、やりがいが増えることに価値があると思っています」と野坂さん

身も実感したと話します。そこで、本人のやる気を第一に意欲をつぶすことなく、根底にあるその人の思いを尊重していくことを大切に日々支援にあたっています。

「本当に必要な支援を考えて正しい理解を深めていきたい」

現在は職員3名、メンバー6名（うち若年性認知症3名）が在籍し、メンバー同士の交流やチームワークにより、事業所内は和気あいあいとした雰囲気です。また、事業所を利用したいという相談も少なくはありませんが、実際の利用までに至っていないのが現状です。その理由の一つと



おにぎりのラベル印字やラベル貼りなども自分たちで行っています

して、ケアマネジャーなどが若年性認知症の人を支援する場合、介護保険のサービスに視点が偏りがちになるからでは、とお松さんは考えています。症状や状態に応じて、若年性認知症の患者が利用できる障害福祉サービスなども含め、多様な制度を活用する必要があると話します。

「当事者の出来ないことを支援するのではなく、出来ることをサポートするという視点で支援すると、あきらめることなく自分を向上させようとする姿が多く見られました」とお松さん。出来ることをサポートするという視点は、通常のサービスや日常の中でも出来ることであり、そうした視点で本人を取り巻く環境を変えていくことが出来れば、現状はもっと変わるのではないかと考えています。「『むすびや』によって認知症の正しい理解が進み、当事者本人が少しずつでも自信や誇りを取り戻し、いつかこの事業所を卒業するまでに至っていたことが私たちの目標です」とお松さんは笑顔で話します。

当事者本人を含めて、家族・専門職・地域の方それぞれが努力をしながら、本人の想いを大事にする支援が今後続けられていきます。



チキンボール、卵焼きなどが入ったおかずセットも人気商品。すべて手作りです



毎朝行うミーティングでは1日の作業内容が説明されます



赤い羽根共同募金運動スローガンの入選作品が 決定しました!

福島県共同募金会では、共同募金運動をより身近に感じてもらい、ともに支え合う福祉のまちづくりへの関心を高めることを目的に、毎年スローガンの募集を行っております。平成30年度は県内外から122点のご応募をいただきましたが、去る7月2日開催の募金委員会において審査した結果、下記のとおり入選作品が決定いたしました。

なお、入選された方は11月8日に南相馬市にて開催される「第72回福島県社会福祉大会」において表彰される予定となっております。

今年も10月から全国一斉に共同募金運動が始まります。皆様の変わらぬご支援とご協力を何卒よろしくお願いいたします。

入選作品一覧



赤い羽根 寄り添う気持ち 第一歩

須藤 恋彩 玉川村立玉川第一小学校 4年



たすけあい その優しさが 笑顔うむ	佐藤 友音	福島大学附属中学校 3年
赤い羽根 しあわせ届ける 地域の輪	秋元 美里	郡山市立行健小学校 6年
赤い羽根 かよう心の あたたかさ	秋元 愛美	郡山市立行健小学校 4年
笑顔の輪 それはみんなの 募金から	草野 わかな	いわき市立大野中学校 1年
ふんわりと 優しさのせるよ 赤い羽根	國分 陽菜	福島県立安達東高等学校 2年

赤い羽根共同募金助成事業(一般公募)助成金交付式が 行われました

7月30日に赤い羽根共同募金助成事業(一般公募)助成金交付式が行われました。今回は、助成決定団体を代表して述べられた、寄付者の皆様への感謝のメッセージをご紹介します。

事業名 ダウン症の子どものためのダンス会開催事業

● H.E.L.P. (ダウン症の親と子の会) 代表 飯田 園子さん

この度は、わたしたちの活動にご理解いただき、支援いただけますこと、心より感謝申し上げます。

H.E.L.P.は、ダウン児の早期療育を行っていた親たちにより、平成5年に発足しました。たくさんの方々のお力添えをいただき、これまで活動を続けてまいりました。今回助成いただいた事業は、ダウン症を持つ人だけでなく、障がいを持つ人とかかわる機会があまりなかったであろう若い世代との交流を図ろうという、ノーマライゼーションへの踏み出しの一步です。この小さな一歩が私たちの手から離れ、飛び立ち、広がり、そして地域に根付いてくれることを期待しているところですが、このような小さな一歩にご理解をいただきましたことに深く感謝をするとともに、身の引き締まる思いです。

会の活動も25年を過ぎ、発足当時から療育に通っていた子どもの年齢も30歳を過ぎました。子どもたちの人生はまだこれからです。子どもたちの「いい顔」がたくさん見られるように、また、お母さんたちの笑顔がたくさん見られるように活動を続けていく所存です。この度は誠にありがとうございました。

福祉の仕事を目指す皆さんへ
先輩の声を届けます



事務員のお仕事

社会福祉法人 矢吹厚生事業所
指定就労継続支援B型事業
わーくる矢吹 (西白河郡矢吹町)

小磯 奈々 さん

幅広い事務の仕事に
充実感を感じています

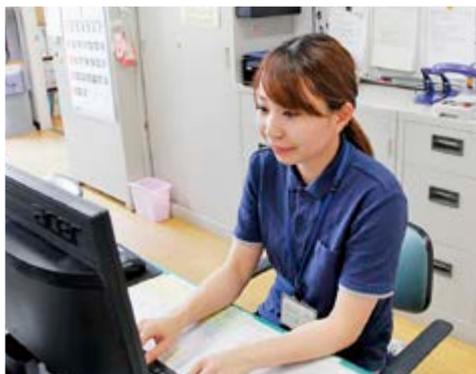
今まで医療事務や販売員など福祉とは違った分野で活躍してきた小磯さん。将来を考えたとき、一生の仕事にしていけるような安定感とやりがいのある職に就きたいと就職先を探していたところ、知人から紹介されたのが現在の職場でした。当初は職業指導員として採用されましたが、2年が経った頃、現在の施設長から事務職を薦められました。「現場で利用者さんと触れ合いたいという思いはありましたが、事務職を極めて両方の仕事ができるようになれば自身のスキルアップにもつながると考えてのことでした」と小磯さん。今

職員をサポートすることが
利用者支援にも
つながっている

年で働き始めて4年目、小規模法人のため、事務員としての業務内容は利用者の入退所手続きから職員の手配、総務、経理補助、会議などで使用する書類作成や電話対応に至るまで幅広い業務をこなしています。しかし、逆にそれが充実感につながっているのだとか。現在、経理は補助的業務のため経理のスキルも身に付きたいと日商簿記の資格取得を目指し、働きながら勉強にも励んでいます。

矢吹町には中高生向けのボランティア団体があり、小磯さんは高校

事務の仕事は皆さんのサポート役。だからこそやりがいがあります



パソコンに向かいながらテキパキと仕事をこなしています

生のときに同団体で活動していた経験から、福祉職に対して抵抗なく入っていったと話します。しかし実務となると福祉職に関しては全く知識がないうえ、さまざまな障がいの方がいるので、その人に合った支援の仕方に難しさを感じたこともしばしば。そのため研修で学んだことを実践したり、先輩職員にアドバイスをいただいたりしながら乗り越えたのだとか。「大変なこともありましたが、利用者さんは人生の先輩でもあるので学ぶことも多く、成長する過程を間近で見られたときは大きな喜びを感じます」と小磯さん。日々仕事に変化があり、そうしたところに今までの職とは違った魅力を感じているといいます。

職場の
上司から

施設長 小林 香さん



仕事が早く、頼んだことはすぐに処理してくれるので助かっています。真面目な性格でひとつひとつ丁寧に仕事に取り組んでくれるので安心して頼むことができます。今後はさらなるスキルアップを目指して、応用力のある対応を心がけていってくれたらうれしいです。

事務職になつてからは直接利用者に関わる機会はほとんどないという小磯さんですが、職員の間で総務を通して職員の仕事や環境づくりをしていくことが、利用者の支援に反映され、利用者自身が安心して働けることにつながっていくのではないかと考えています。「そうした心掛けを大切に、今の自分の役割をきちんと自覚し全うして、いつか事務員として仕事を修得できたら、また利用者支援にも携わってきたい」と小磯さん。事務員として日々邁進するその笑顔には、ひたむきな思いがきらめいていました。



県社協の会員制度について

総務企画課 齋藤 史朗

県社協は会員によって構成され、社会福祉を目的とする事業の連絡調整及び企画・実施を行う公共性と公益性を持った組織です。これは、社会福祉法110条に「都道府県社会福祉協議会は(中略)、その区域内(都道府県)における市町村社会福祉協議会の過半数及び社会福祉事業又は更生保護事業を営む者の過半数が参加するものとする。」という規定に基づいているためです。

県社協の会員には「一般会員」と「特別賛助会員」の2つがあり、現在、一般会員として1,035の施設・団体等、特別賛助会員として357の個人・法人に参画いただいています。(平成30年8月17日現在)

一般会員は県社協の事業に参加協力いただくとともに、県社協の運営に参画することができる会員で、主に、市町村社会福祉協議会や社会福祉施設・事業所、社会福祉関係団体が入会できます。

一般会員として入会いただくと、主に下記の事業等がご利用いただけます。

〈一般会員が利用できる主な事業〉

- 県社協広報誌「はあとふる・ふくしま」の送付(年11回)
- 県社協が運営する共済事業への加入(退職金、慶弔等)
- 会員限定研修への参加

- 福祉施設や社会福祉法人等の経営・運営に関する「経営相談支援事業」の利用
- 県社協ホームページの会員専用ページの利用

さらに、一般会員のうち、障がい児者関係の施設、母子生活支援施設、地域包括及び在宅介護支援センター、児童福祉施設は、それぞれ県社協内に「部会」を組織し、県等への要望活動や職員研修、広報紙発行等、会員自らが積極的に参加し活動しています。

特別賛助会員は県社協の事業に賛同し、財政的にご支援をいただく個人、法人及び団体が入会できます。

〈特別賛助会員について〉

- 県社協広報誌「はあとふる・ふくしま」の送付(年11回)
- 会費は所得税法により寄付金控除、又は租税特別措置法により税額控除が適用

県社協は、県内における社会福祉事業の健全な発達を目指すとともに、地域福祉の推進を図っております。

引き続き、県社協へのご支援・ご協力をいただきますようお願い申し上げます。

年齢を重ねても介護のお世話に
ならない体でいるための
体操をご紹介します。

元気な体いつまでも! 介護予防体操

一般社団法人
ふくしまをリハビリで元気にする会
理事長 岡本 宏二(作業療法士)
※監修 中條 達也(音楽講師)

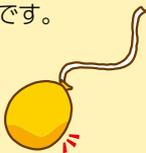


風船を使った足の体操

いすに座り、水を入れた風船または丸めた新聞紙を優しく蹴る体操です。
蹴る方向を決めて、リズムよく行うのがポイントです。

準備するもの

風船に水を30cc入れてふくらませ、ひもを結び付けます。風船のかわりに、大きめに丸めた新聞紙を使ってもOKです。



パターン1

前に向けて蹴る

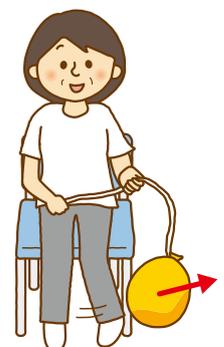
風船を前に向けて蹴ります。
右足と左足で交互にやってみましょう。



パターン2

左右に向けて蹴る

風船を左側・右側に向けて蹴ります。
右足と左足で交替しながら行いましょう。



高く蹴るようにすると、太ももの筋肉や腹筋が鍛えられます。
歌を歌ったり数を数えたりしながら行うと、認知症の予防にもなります。
はじめはゆっくり、慣れてきたらリズムに合わせて連続でやってみましょう。

「痛くない・怖くない・無理しない・楽に・楽しく・満足に」を合言葉に

県社協からのお知らせ

人材研修課主催研修(下半期)のご案内

人材研修課では社会福祉施設職員や地域福祉活動者を対象に、資質向上のため各種研修を実施しています。平成30年度下半期の研修については下記のとおりを予定しています。

※都合により日程が変更になる場合があります。※開催通知は、対象となる施設等に随時送付します。

10/ 4(木)～ 5(金)	職場研修担当職員研修	11/ 5(月)～6(火)	訪問介護員適正実施研修Ⅱ
10/18(木)～19(金)	生涯研修課程管理職員研修	11/26(月)	訪問介護テーマ別技術向上研修Ⅱ
10/22(月)	障がい者福祉施設職員研修	12/ 4(火)(予定)	メンタルヘルス研修
10/29(月)(予定)	社会福祉法人理事研修	12/18(火)	老人福祉施設職員研修Ⅱ
10/31(水)	社会福祉施設栄養士研修	12/21(金)	職場研修担当職員フォローアップ研修
11/ 2(金)	社会福祉法人監事研修	平成31年 2月(予定)	広報講習会

お問い合わせ先

県社協 人材研修課
〒960-8141 福島市渡利字七社宮111
TEL 024-523-1259(直) E-mail kensyu@fukushimakenshako.or.jp

平成30年度県民介護講座(下期)のご案内

受講料
無料

『介護』に関心のある方ならどなたでも参加できます。興味のあるテーマのみの受講も可能です。

●初級介護講座 ～介護を学ぶ最初の一步に最適!～

「介護が必要になったらどうしたらいいの?」そんな疑問に介護のプロが実技を交えながらお答えする初歩的な講座です。お住まいの地区以外の会場でも受講できます。(各地区とも同じ内容です)

時間:午後1時～午後4時

相双地区 平成31年 2/2(土) 相馬市総合福祉センター

いわき地区 平成31年 3/2(土) いわき市社会福祉センター

●介護実技基本講座 ～コツをつかもう!らくらく介護講座～

介護のプロから『介護技術のコツ』を学べる実技中心の講座です。具体的な場面ごとに学べるので、すぐに役立つこと間違いなし!

時間:午後1時～午後4時

会場:福島県男女共生センター

- 10/27(土) 「食事の介助とその工夫」
- 12/ 8(土) 「安全な移動介助とその方法」
- 12/22(土) 「高齢者の栄養と食事」(簡単な調理)
- 平成31年
- 1/19(土) 「排泄の介助とその方法」
- 1/26(土) 「清潔を保つ方法」
- 2/16(土) 「緊急時や災害時における対応」

●介護ワンポイント講座 ～知ってトクする!トフトク介護講座～

加齢に伴う変化や介護に関する知識を知っていることで、身体的にも、精神的にもラクになることがきっとあるはず。様々なテーマについて詳しく学べる「講義」中心の講座です。

時間:午後1時～午後3時

会場:福島県男女共生センター

- 10/13(土) 「高齢者疑似体験と介護用語」
- 11/17(土) 「認知症を正しく知ろう」
- 12/15(土) 「医療と介護」
- 平成31年
- 1/12(土) 「福祉用具と住宅改修」(※午後4時まで)
- 2/ 9(土) 「介護する側される側の心理」
- 2/23(土) 「元気に体を動かそう(介護予防)」

※都合により日程やプログラムが変更になる場合があります。



お問い合わせ先

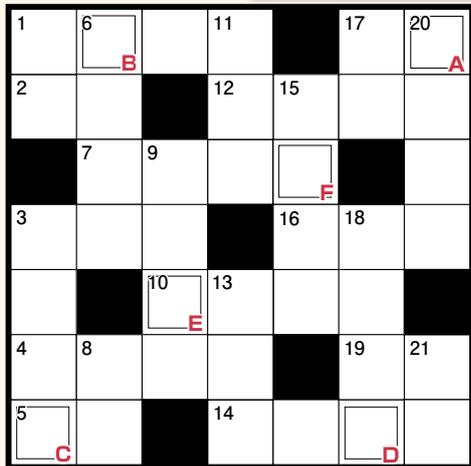
県社協 介護実習・普及センター
〒964-0904 二本松市郭内1丁目196-1(福島県男女共生センター5階)
TEL 0243-23-8306(直通) FAX 0243-62-4633

※日・祝日及び休館日(月曜日)は休みとなりますので、ご連絡は火～土曜日をお願いします。ただし、月曜日が祝日の場合は火曜日が休館日となります。

クロスワードにチャレンジ!

正解者から抽選で3名に「クッキー詰め合わせ」が当たる!

今月の正解者の中から抽選で3名様に、指定障害福祉サービス事業所ベーシック憩(福島市)のクッキー詰め合わせをプレゼントいたします。なお、当選者の発表は賞品の発送をもって代えさせていただきます。



●全部できたら二重ワクの文字をABC順に読んでいくと、それが答えです。

- 応募方法** ハガキにパズルの答えと ①住所、氏名(ふりがな)、年齢、電話番号、業種 ②本誌に対するご意見、ご感想、ご要望を全てご記入の上、下記までご応募ください。
- 締切** 平成30年10月15日(月)
- 宛先** 〒960-8141 福島市渡利字七社宮111 社会福祉法人 福島県社会福祉協議会 「はあとふる・ふくしまパズル係」

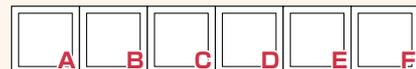
※ご記入の個人情報は適切に管理し、目的以外に使用しません。
 ※本誌に対するご意見、ご感想、ご要望の一部は、「読者のおたより」に掲載させていただく場合もございます。

ヨコのカギ

- ラ・フランス
- 良薬は〇〇に苦し、目は〇〇ほどに物を言う
- ∞
- 山奥に住む老女の妖怪。旅人を食べるという
- おしりの俗語。度量が狭い=〇〇の穴が小さい
- 東南アジア諸国連合
- 100円硬貨は銅とコレの合金。元素記号は Ni
- 不愉快な表情=〇〇〇〇を噛みつぶしたような顔
- 泡立てた卵白と砂糖でつくる洋菓子
- 〇〇〇は寝て待て
- パンドラの〇〇、〇〇入り娘
- 〇〇のさやに収まる、〇〇の木阿弥

タテのカギ

- 〇〇に目がくらむ、〇〇の皮が突っ張る
- 逆流性食道炎などでおこる胃もたれ
- ひと仕事が終わってカンパニー!
- 英語では「パイン」
- 山奥に住む不死の老人。霞を食べるといふ
- 高齢者のこと。〇〇〇世代
- 「土食で虫食で口渋い」と鳴く。「幸福な王子」の鳥
- 断食や百度参りなどをして神仏に願うこと
- 豚肉を塊のまま塩漬けた加工食品
- 内分泌腺から分泌される物質。成長〇〇〇〇
- 英語では「ペッパー」
- 美しいバラにはコレがある



8月号の正解「家で看取る(イエデミトル)」

多数のご応募ありがとうございました。

一步ふみ出す お手伝い 相談無料

10月の「福祉の仕事相談会」

福祉の求人、求職は福祉人材センターへ

相談受付時間 午前10時～午後3時(全会場共通)

3日(水)	10日(水)	12日(金)	22日(月)
会津若松市 社会福祉協議会	いわき市 社会福祉センター	白河市 中央福祉センター	郡山市 総合福祉センター

県社協 人材研修課 福祉人材センター/メール jinzai@fukushimakenshakyo.or.jp
TEL(024)521-5662 FAX(024)521-5663

★ネット紹介システム(インターネット求人登録)は、
<http://www.fukushimakenshakyo.or.jp> の福祉人材研修センターホームページからアクセス!

10月の「就職相談会」

ひとり親家庭の就労を応援します
 母子家庭等就業・自立支援センター

予約優先

相談受付時間
 午前10時～午後3時(全会場共通)

13日(土)	25日(木)
福島市 コラッセふくしま	いわき市 総合保健福祉センター

●随時、お仕事の相談を無料で受け付けております。上記以外の地域でも相談会を開催しておりますので、お気軽にご連絡ください。

県社協 人材研修課 母子家庭等就業・自立支援センター
TEL(024)521-5699 FAX(024)521-5663
 メール boshi@fukushimakenshakyo.or.jp

Mutual Aid 安心の自動車共済



福祉施設割引(10%割引)を新設しました!
 フリート契約ご提案キャンペーン実施中!

TAM 東北自動車共済

〈お問い合わせ〉(一社)福島県自家用自動車協会・各地区代理所

〒960-8165 福島県福島市吉倉字吉田40
 TEL: 024-546-8181 FAX: 024-546-7572

HP: <http://f-jikayo.or.jp>

東北自共 検索



7月号への

読者のおたより

- 7月号の特集「大熊町」とクロスワードの関係、うまい!! (66歳 福祉職)
- 「ふくしまのこれまで知らなかった情報が得られ、嬉しく思っています。毎号、読むのが楽しみになっています。(68歳 看護師)
- 「ふらっと乗校」は大変参考になります。「カラオケ教室」で交流しております。(73歳 美容業)
- 助けて助けられる、温かいつなかりを私たちの地区でも育むことができると思いました。(62歳 事務職)
- 今月号では、大熊町の特集記事「全町避難から見えてきた地域社会づくり」が大変興味深く感じ、読ませていただきました。(73歳 無職)

編集後記

先日、初めて高齢者総合相談センター巡回相談会に行きました。熱い中、外で待っていただく職員のおもてなしに感謝し、熱中症予防を呼びかける町内放送を聞いて緊張もほぐれました。今後もあの心地よさを思い浮かべて相談者に向き合っていきたいです。(いきいき長寿課 佐久間節子)

第21回いきいき長寿県民賞受賞者が 決定しました！

福島県ではいきいきと年齢を感じさせない生き方をしている高齢者の方や積極的に社会参加活動を行う高齢者団体を県民の方に広く紹介し、その功績を「いきいき長寿県民賞」として表彰しています。

厳正な審査の結果、個人9名・団体1件の方々が受賞されましたので、それぞれの横顔と功績をご紹介します。

あかい けいこ
赤井 けい子さん (81歳) 郡山市



郡山市内の小学校や高齢者施設において紙芝居・詩吟・エプロンシアターなどを披露する活動に励んでいます。高齢になり支援の手が必要となっても、自分に出来る事に生きがいをもって取り組む姿が、プラスの連鎖を引き起こしています。

あべ しげる
安部 茂さん (96歳) 福島市



50歳を前に始めた写経を生活と共にコツコツと続け、昨年度末に7,000枚を書き上げました。また、70歳を機に地域の老人会に入会し、「ハーモニカクラブ」を結成します。事務局長として雑務をこなし、96歳の現在でも地域の中で必要とされる人材です。

さいとう ゆうじ
齋藤 勇治さん (90歳) 川俣町



77歳で子どもの見守り隊を結成し、それから13年間「地域の子どもと関わりながら、地域みんなで“人”を育てていきたい」という信念の下、見守りを続けています。90歳の現在は、「決して無理せず体が疲れたら積極的に休むことが大切だよ」と話されていました。

しんぼう みちよし
新房 通善さん (82歳) 桑折町



趣味の切手収集がきっかけで、使用済切手がアジアの子どもの医療支援となっている運動を知りました。それから51年間、たゆまず支援活動を続けています。また、スポーツを通じた地域振興にも尽力し、地域のみんなで頑張る日々です。

たかだ もとゆき
高田 求幸さん (80歳) 南相馬市



若い頃に受けた地域の温かさを、退職後に地域に還元するため、日々努めています。わら細工などの講師として地域の公民館で活躍するとともに、市の観光ボランティアガイドとして災害復興の案内役も務めるなど、コミュニティをよりよくするために活動する毎日です。

なかもる ちえこ
中丸 千恵子さん (88歳) 福島市



37歳で障がい者施設でのボランティアを始め、43歳で知的障がい児の里親となります。60歳頃から地区の婦人会や市の食生活改善推進員として活動するかたわら、自宅で高齢者サロンも始めます。これからも身体が許す限りは頑張りたいと話されていました。

まのめ **馬目 ミキ子さん** (88歳) いわき市



祖父母から受けた「人が集まる家は繁栄する」という教えを胸に、嫁ぎ先の旧家を守りつつ、「和紙人形作り」を通して人が集まる機会をたくさん設けて現在に至っています。その他にも老人会・卓球・社交ダンスなどを通して、人との交流を大切にしています。

むろい つねお **室井 恒男さん** (86歳) 下郷町



教員時代に培ったノウハウを生かし、様々なボランティア活動に励んでいます。小学生から独学で楽しんできたハーモニカ演奏や、高齢者施設等で健康に関するゲームなども織り込みながら活動しています。これからも研究を重ねていきたいと話されていました。

わたなべ ひとし **渡部 一さん** (86歳) 猪苗代町



大工の棟梁として覚えた、猪苗代地方の風土に根ざして磨き上げられた多くの祝い唄を、保存会の会員の1人として後世に伝えるべく活動しています。その根底には「人に頼まれれば嫌と言えず、人に喜んでもらえるのが何よりもうれしい」という思いがあります。

おおたまむらきゆうしよく **大玉村給食サービスボランティア
かあちゃん弁当の会** 大玉村

地域のボランティア団体として24年目を迎え、月2回村内の高齢者に弁当を作り届ける活動を行っています。送る側・送られる側の双方が大きな喜びを感じながら、楽しんで活動を続けています。



高齢者総合相談センターからのお知らせ

10月・11月の相談日のお知らせ

相談種別	相談員	相談日		時間
		10月	11月	
法律相談	弁護士	火 2日・9日 16日・23日	6日・13日 20日・27日	午後1時30分～ 午後3時30分 ※要予約
一般相談	センター相談員	月曜日～金曜日 ※土日祝日は除く		午前9時～午後5時

巡回相談会のお知らせ

開催月日	開催場所
10月 3日(水)	広野町老人福祉センター
10月11日(木)	猪苗代町地域福祉交流センター
10月15日(月)	本宮市社会福祉協議会

時間 ●一般相談 午前10時30分～午後3時
●法律相談 午後1時～午後3時(要予約)

相談は**無料**です。電話または面接により対応します。

相談・予約先 県社協 いきいき長寿課 高齢者総合相談センター
〒960-8141 福島市渡利字七社宮111番地(福島県総合社会福祉センター3階) TEL (024) 524-2225

認知症コールセンターからのお知らせ

電話相談	月曜日～金曜日 午前10時～午後4時
面談相談	月2回(第2木曜日、第4金曜日) 午後1時～午後4時 ※要予約

相談・予約先
県社協 いきいき長寿課
認知症コールセンター
TEL (024)522-1122

相談は**無料**です。どなたでもご相談ください。※土日祝日は除く